

法人類型別の税制比較（平成14年度ベース）

< 法人に対する課税関係 >

法人類型		公益法人等（ 1 ） （ 社団法人・財団法人 ）	特定非営利活動法人 （ N P O 法人 ）	中間法人	営利法人
法人税	課税範囲 （ 2 ）	収益事業（ 33 業種のみ ）		すべての事業	
	税率	22%	30% （ 中小法人や資本又は出資を有しない法人については年800万円以下部分が22% ）		
	寄附金の 損金算入額	所得の20%	所得の2.5%	所得の1.25% + 資本の0.125% （ 資本又は出資を有しない法人等については、所得の 2.5% ）	
	みなし寄附金 制度	収益事業から非収益事業へ の所得の移し替えを寄附金 とみなす		なし	
	利子・配当等 にかかる収益	原則非課税（ 収益事業部門から生じるもののみ課税 ）		課税	
	固定資産の 処分損益	一定の要件を満たした場合は非課税		課税	

- 1 法人税法上、公益法人等には、財団法人、社団法人以外に社会福祉法人、学校法人、宗教法人などが含まれる。
- 2 地方法人課税（法人住民税、法人事業税）についても法人税の課税範囲に準ずる。

< 寄附を行う者に対する税制上の優遇措置 >

寄附をする対象 寄附を行う者	公益法人等に対する寄附金	特定非営利活動法人（ N P O 法人 ）に対する寄附金	中間法人に対する寄附金	営利法人に対する寄附金
寄附者が法人の場合	一般寄附金の損金算入額 + 特定公益増進法人及び認定 N P O 法人に対する寄附金の損金算入額 （ 算入枠は一般寄附金と同額（ 但し特定公益増進法人と認定 N P O 法人との合算 ） ）		一般寄附金の損金算入額	
寄附者が個人の場合	特定公益増進法人に 対する寄附金控除	認定 N P O 法人に 対する寄附金控除	なし	